

証紙購入について

Q1, 共済証紙の購入は、公共工事のみでよいのでしょうか？

① 民間工事の場合にも共済証紙を購入してください。

建退共制度は、公共工事・民間工事の区別なく、被共済者が働いた場合には、その働いた日数に応じて共済証紙を貼ることとされています。従って、公共工事で発注者から共済証紙購入の指導がある場合のみでなく、他の工事についても必要な共済証紙を購入して、被共済者の共済手帳に貼付するようにして下さい。

Q2, 公共工事で証紙が余った場合、他の公共工事で流用してもよいのでしょうか？

① 証紙が余った場合は、原則、他の民間工事で使用してください。

発注者によっては、一定の条件（受注した工事で適正に証紙を購入し、証紙の貼付も適正に行われていることが明らかな場合等）を満たせば他の公共工事で使用することを認めている場合もありますので、発注者にご確認ください。

Q3, 共同企業体（JV）で工事を請け負った場合の共済証紙の購入方法を教えてください。

① 各構成企業の出資比率(分担比率)で購入するのが原則ですが、共済証紙貼付方式に限り代表企業が一括して購入してもかまいません。

「共済証紙受払簿」、および「工事別共済証紙受払簿」の記入については、記入例を参照してください。

共同企業体（JV）が工事を請け負った場合の共済証紙・退職金ポイントの購入は、各構成企業の出資比率(分担比率)に応じて共済証紙・退職金ポイントを購入することが原則となります。

事務処理の便宜のため、JV代表企業が共済証紙を一括購入し、下請などに配布する方法を採られてもかまいませんが、その場合には、共済証紙購入実績がほかのJV構成企業にはカウントされませんのでご注意ください。